

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第四号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡・南巨摩郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区

選挙長 中村 良二

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第四号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 渡邊 則 明

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第四号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行われない。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 三 枝 理 悌

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第四号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区においては、公

職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区

選挙長 坂 本 美 夫

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第四号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選挙長 有 泉 善 博